

平成30年第1回
箕面市農業委員会総会会議録
平成30年1月26日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 平成30年1月26日(金)
午後4時から午後5時8分まで

2. 出席委員(20名)

1番 阪本 喜代治	3番 神代 繁近	4番 乾 敏雄
5番 西田 茂信	6番 稲野 実	7番 清水 哲朗
8番 笹川 悦子	9番 稲垣 恵一	10番 小路 一男
11番 辻元 利治	12番 北田 榮次	13番 野口 博史
14番 加藤 博一	15番 神田 隆生	16番 仲野 良次
17番 佐茂 仁士	18番 大住 勝	19番 松井 正義
20番 橋本 正	21番 上田 春雄	

3. 欠席委員 2番 二石 博昭

4. 会議録署名委員 12番 北田 榮次 13番 野口 博史

5. 出席事務局職員

事務局長 野澤 昌弘 グループ長 古野 勝也、植松 大輔
福永 志摩、篠木 隆司、増野 弘幸

6. 議事日程

日程第1 会議録署名委員指名の件
日程第2 第1号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
日程第3 第2号議案 農用地利用集積計画の作成の件
日程第4 第3号議案 農用地利用集積計画の作成の件
日程第5 第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
日程第6 報告第1号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
日程第7 報告第2号 農地等状況報告の件

乾 委 員

す。

第1号議案につきまして、調査内容を報告させていただきます。

申請地の場所は、国道171号、[]交差点を[]の方へ行きますと、[]交差点があります。その交差点から西へ約[]メートル行きますと[]氏の自宅があります。その自宅北側にある2筆並びに市立[]小学校の西側にある1筆の合計3筆です。

この農地の共有者でありました、[]さんが平[]に亡くなりましたため、その持分を兄の[]氏が相続されることになり、今般の証明申請になったものです。

[]氏は本適用農地を実質的に1人で耕作されてこられており、耕作に必要な農機具も家で完備されておりますので、今後も引き続いて耕作されるものと思います。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておりますので、相続税の納税猶予の適格者証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

事 務 局

次に日程第3、第2号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第2号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

対象地は萱野[]、地目は台帳田、現況畑、面積は[]平方メートルです。

申出者（借り手）は、[]氏、職業は[]です。

申出者（貸し手）は、[]氏、設定する利用権は使用貸借権、期間は平成30年2月1日から5年間です。

以上、第2号議案のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、乾委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

乾委員 第2号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。
本件は設定期間満了継続申請です。
申出者（借り手）は、[]さんで農業経営規模維持をしよう
とされるものです。申出者（貸し手）は、萱野にお住まいの[]
さんです。
申請地の場所は、国道171号、[]交差点より東へ約[]
メートル行ったところの国道南側にある土地です。[]氏が高齢で耕
作が困難のため、継続して利用権設定を申出されたものです。
本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして
いるので承認できるものと考えています。
以上調査報告終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとし
て、箕面市長あて答申いたしたいと思っておりますが、これにご異議ござい
ませんか。

全委員 異議なし。
議長 ご異議がないようでございますので、本件の利用集積計画の作成に
つきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申することに決定
いたします。

事務局 次に日程第4、第3号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題
といたします。本件につきまして事務局の説明を求めます。
ただいま議題となりました第3号議案、農用地利用集積計画の作成
の件につきまして、ご説明申し上げます。
本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があ
ったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委
員会の意見を求められたものです。
議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。
対象地は新稲[]、地目は台帳、現況ともに畑、面積は
[]平方メートルです。
申出者（借り手）は、[]
[]氏、職業は[]です。
申出者（貸し手）は、[]氏、設
定する利用権は解除条件付き賃借権、期間は平成30年2月1日から
3年間です。
以上、第3号議案のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲垣委員 第3号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

本件は設定期間満了に伴う継続申請です。

まず申出者（借り手）は、池田市にお住まいの■■■■氏で準農家の方です。申出者（貸し手）は、新稲の■■■■氏です。

申請地の場所は、新稲■■■■にあります■■■■公園より北約■■■■メートル程行った所の2つの道路に挟まれた三角地の農地です。

■■■■氏が高齢で耕作が困難のため、継続して利用権設定を申出されたものです。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので承認できるものと考えます。

以上調査報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件の利用集積計画の作成につきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申することに決定いたします。

次に、日程第5、第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきましてご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

対象地は、今宮■■■■、地目は台帳田、現況畑、面積は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は■■■■氏、申出をする者との関係は本人で、申出人は主たる従事者と同一であります。申出事由は故障、申出事由が生じた日は■■■■です。

以上、第4号議案の説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、橋本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

橋本委員 議案第4号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、今宮■■■■■にあります、■■■■■児童遊園地から北へ約80メートル程の道路東に1筆入ったところの農地でございます。

この農地を土地所有者の■■■■■氏がほぼ一人で稲作をされておられましたが、ここ数年は体調が優れず、今年度の8.1調査でも農業従事日数が30日となっているなど、保全管理状態になっておりました。

このようなことから稲作による主たる従事者として認められますので、主たる従事者証明書の発行にはやむを得ないものと思慮されます。

なお、医師から■■■■■等のため農作業を行うことは困難と診断もされたことにより耕作を断念され、市への生産緑地の買取申請をするにあたり、農業委員会に主たる従事者であることの証明を求められたものでございます。

以上で調査内容の報告とさせていただきます。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして、原案どおり承認することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件につきまして、承認することに決定することにいたします。

次に、日程第6、報告第1号、専決処理の報告の件（農地法第4条第一項第7号の規定による届出受理）を議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号、専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。

届出地は、坊島■■■■■、地目は台帳田、現況雑種地、面積は■■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■氏、職業は■■■■■、転用目的は野外駐車場です。

この届出につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、平成29年12月8日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、松井委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

松井委員 報告第1号につきまして、調査内容をご報告いたします。

本届出の場所は、新御堂筋坊島■■■■交差点から、市道萱野東西線を西に約■■■■メートル程行った所の交差点を南に約■■■■メートル下がった道路左側に接した土地です。

本地は平成19年頃から農地転用の届出をする事なく8台の野外駐車場として利用されてきましたが、今般地目が農地のままであることに気づかれ、本届出を出されたものでございます。

周囲の状況は、東側は雑種地、西側、北側は道路、南側は宅地となっております。雨水は道路側溝に放流されておりますので特に問題はありません。

なお、無断転用に対する始末書が添付されておりますので、ご報告させていただきます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第7、報告第2号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、各委員さんから補足も含めまして、先月のパトロール報告を報告をお願いいたします。

北田委員

■■■■氏の農地は、非農地の登記手続きを再確認したところ、司法書士に手続きを依頼しているとのこととあります。

次に■■■■氏の農地含め、国費金網柵の設置が完了いたしました。

これを契機に■■■■氏はススキなど除草を実施され、■■■■は更に規模拡大の意向を示されております。

次に■■■■氏の農地は雑草繁茂、山林状態でございます、除草・伐採を指導したところです。

大住委員

■■■■氏の農地ですが、市役所の駐車場の北側のヒバ林で、道に出ている部分とか、田に隣接している部分とかは、枝も切り、下草も刈ってあり概ね出来ていると思いますが、伐採した木等がそのままです、もう一度お会いする必要があると思います。かなり改善はされております。

次に、2つめの■■■■氏の農地ですが未除草で、家に伺ったのですが留守でお目にかかることは出来ませんので、夜に電話で対応するしかないかと思っています。

次の3つめの■■■■氏の農地は伐採後の枝等を除去されたのですが、伐採された木々を何とかありませんかとお願いいたしましたところ、1月20日頃から植木屋が入って、除去され、ほぼ管理されていると思います。

清水委員

概ね良好に管理されております。

- 佐茂委員 ■■■氏の農地、百楽荘■■■■ですが、竹が半分位は切ってあったのですが、更にその半分位をまた切られておりました。また、巨木が2本あったのですがそれも伐採されました。放置ゴミもあったのですが、それも事務局の協力もあり整理されましたが、■■■氏の積極的な姿勢は無い状態です。
- 稲垣委員 ■■■氏の農地、新稲■■■■は、隣地境界の雑木、笹を、■■■氏、私、事務局で伐採をいたしました。高齢等の事情のため、家族では管理できない状態ということですので、今シルバー人材センターで伐採の見積りを取ってもらっているところで、自分で管理できないとのことですので、引き続きフォローをしていくつもりです。
- 乾委員 次に新稲■■■■、■■■氏の農地は、12月19日に雑草の指導をいたしました。生産緑地で相続税納税猶予も受けており、今日現在除草されておられませんので、引き続き注意していきます。
- 橋本委員 概ね良好に管理されております。
- 氏の農地、西宿■■■■は、巨木の周辺以外は除草されております。巨木は伐採を業者依頼するとの報告を受けております。
- 2番目の■■■氏の農地、西宿■■■■は、指導の結果除草されました。西宿■■■■の半分の未除草につきましては、除草するよう再度指導いたしました。
- 氏の農地、今宮■■■■は、本日の第4号議案の土地ですが、指導の結果、除草されました。
- 辻元委員 ■■■氏の農地は、トラクターで耕起はされております、今後は引き続き耕作を指導していきます。
- その他は概ね除草も耕起もされており、良好に管理されております。
- 松井委員 概ね良好に管理されております。
- 小路委員 ■■■氏の農地、粟生外院■■■■は、指導の結果、除草済です。
- 前から問題となっておりました■■■氏の農地ですが、周辺の■■■さんの農地もJAに依頼して第三者が耕作しており、この農地も依頼しておりましたが耕作者が見つからなかった状態で、雑草繁茂の状態であることも本人は知らなかったようです。そこで指導いたしまして、JAによる除草と仲介をして第三者の耕作者を期待するという状況です。
- それと粟生新家地区は概ね良好な状態です。
- 稲野委員 小野原東地区は概ね良好に管理されております。
- 加藤委員 小野原西地区も概ね良好に管理されております。
- 仲野委員 ■■■氏の農地、粟生間谷西■■■■他は、京都在住の叔母が相続する意向で、今後の管理方法等について、1月18日に2回目の打

合せが行われました。その結果は相続の手続きを進めていく事で話が出来ております。

奥地区の鳥獣被害防止柵の設置が、1月13日から実施され一応一通り終わったと言うことで、被害がなくなればありがたいのですが。

西田委員

■■■氏の農地及び藤井氏の農地は、状況も変わらず、除草もされていない状態が続いております。小作人の■■■さんは耕作の意思はあるのですが、中々耕作するに至らない状況であったため、事務局で耕作したいという人を見つけてもらったのですが、■■■氏が耕作すると言われ、トラクターが入れませんので耕作しづらい状態です。■■■氏の方は耕作意思は少ないので、除草だけはお願いしたいと思いますので、春先までには1度除草をしていただくよう指導いたします。

次に勝尾寺川の大井出水路取水口付近の濁水問題について、地元水利組合、自治会と大阪府で12月14日に意見交換を行い、12月28日には大阪府池田土木事務所と水路の状況、取水経路の状況などの実地検分を行いました。その感触ですが、池田土木事務所において前向きに検討していただければ幸いです。

議長

ただ今の各委員さんの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

次に、第8回総会におきまして、事務局より生産緑地法の改正につきまして報告がありましたが、その後の動き等について、事務局から報告があります。

事務局長

(資料4、5に基づき、生産緑地並びに相続税・贈与税納税猶予制度の改正点について説明報告)

議長

ただ今局長さんから生産緑地の改正点について説明がありましたが、これにいて何かご意見はございませんか。

野口委員

今回の税制改正の中で規制緩和措置について疑問に思いますのは、ビニールハウス等農業用施設で床面のコンクリート化が農地転用不要とされるようですが、最近の事例で建物を建てその中で野菜工場を作る動きが見られ、このような案件について市としては、農業分野と考えるのか商業分野と考えるのか、一度調査をしていただければどうですか。また、大阪府の商業関係の会議に出ておられますと、土地の活性化のために農地も活用しようとするのが今回の法改正と考えているようです。ただ、府の商業関係担当部局におきましては、農業関連については担当外で関係ないとの立場を取られたのですが、関連すると思いますので事務局並びに関連議員さんでも調べていただければ如何でしょうか。

事務局長

今の段階では大綱としてしか出ておりませんので何とも言えません

が、農業委員会的には食物工場についてもこの適用を受けさせるかどうかは未だ分からないと聞いております。今後出される政省令でうまくされないとうかなと思います。関連法令と言うことですが、今は税制の関係がこうだと言うことです。

野口委員

建築開発、農地法、生緑、税制の問題がそれぞれ関連するため、ある程度問題を共有しないといけないと思いますので、調査をよろしくお願いいいたします。

上田会長職務代理者

ある会合の中で言われていたのは、これまで国民が自分の持ち家を欲しいとの意向を受けた社会背景に基づいて、都市部におきましては農地を宅地に変えるという見方で国は判断をしていた。ところが少子化になってきましたので、その当時の背景が変わってきた状況ですので、今までの考え方を改めて、これからは農地は農地として残すような方向にシフトしていこうという国の流れになるでしょうとのことでした。また、我々農業委員としては農地を残すような方向で進めてきましたが、国は宅地を希望される背景に照らして、農地を宅地にするための緩和措置を講じてきたのですが、これからは少子化になりますのでその考え方は大きく変わっていくでしょうとのことでした。国の政治のありようとしては、国民の望むことをどのように反映させるかという事で動かしているとのことでした。この観点から先程野口さんが言われたようなことも踏まえて、今後の推移を見ていかなければならないと思います。

野口委員

もう1点ですが、全農、全信連の農地に係る投資の考え方として、少子高齢化を迎える中であって、賃貸住宅の開発を進めるのは如何なものかという考えがあります。緑地として農地は農地として保全していこう、その代わり農地は開放していこうということから、農業者以外の方達でも参入できるようにしようとする訳です。投資活動で見えますと、このまま住宅開発をしているといずれ行き詰まるので、国としても大きな開発行為を縮小していこうとしているものと思います。このような大きな流れにあって、毎回の農地転用案件の審議も大事ですが、農地法に絡むこのような情報を共有し、提案型の議論も必要ではないかと思います。

上田会長職務代理者

野口委員さんの言われるとおりです。農業委員さんがご自分の担当地区の農家の皆さんに、平成34年の生産緑地制度が大きく変わる時に宅建業者等が農地所有者に住宅開発を勧めることが危惧されます。そこで、各農家さんにもこのような情報を共有をして頂いた上で判断できるようにすることは、農業委員の大切な役割と考えますので、平成34年には農家さんが何かされるあたっては農業委員さんや農業

神田委員

委員会事務局に相談するように働きかけることが大切だと思います。
一段落付きましたら、農業委員としても農家の皆さんにアナウンス
するということが大事だと思います。その都度その都度の状況は変化
していきますので、上田会長職代理者が言われたことは大事だと思
います。

上田会長職務代理者

宅建業者等は賃貸住宅の建設にあたっては、夢のような良い話ばかり
持ち寄ってくるのですが、少子化が進む中で空き住宅が生じた時には大
変になることを、農家さんに十分理解していただいて、農地から宅地
にするにあたっては慎重に事に当たるようにと、会合の席でも言われ
ていました。

議長

他にございませんか。

事務局長

(資料1から3について説明)

議長

以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。

事務局より何か連絡事項等がございますか。

事務局

(連絡事項説明)

議長

これをもちまして平成30年第1回箕面市農業委員会総会を閉会
いたします。

(午後5時8分閉会)

上記は、平成30年第1回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市業委員
会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

平成30年1月26日

議長

阪本喜代治

署名委員

北田栄次

署名委員

野口博史